

水質試験検査報告書

依頼日 2023年10月05日

発行日 2023年10月12日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号

建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所: 東京支所

電話: (03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名	東京都八丈町役場			事業種別			
施設名				検体名	給水		
採水場所	No.2 大潟浦園地(大賀郷浄水場系管末)			水源			
採水日	2023年10月5日	9:03	採水者	足立		遊離残留塩素	0.1 mg/L
天候	前日			気温			
	当日			水温			
		採水区分	他社	持込区分	他社		
試験項目	試験結果		基準値	試験項目	試験結果		基準値
1 一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下	27 総トリハロタン	0.005 mg/L		0.1mg/L以下
2 大腸菌	不検出		検出されないこと	28 トリクロ酢酸	0.003 mg/L未満		0.03mg/L以下
3 ハロゲン化水素及びその化合物			0.003mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L未満		0.03mg/L以下
4 水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下	30 ブロモホルム	0.004 mg/L		0.09mg/L以下
5 セレン及びその化合物			0.01mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満		0.08mg/L以下
6 鉛及びその化合物			0.01mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物			1mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下	33 フッ素及びその化合物			0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物			0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物			0.3mg/L以下
9 亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下	35 銅及びその化合物			1mg/L以下
10 フッ化物イオン及び塩化フッ素	0.001 mg/L未満		0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物			200mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下	37 カドミウム及びその化合物			0.05mg/L以下
12 マンガン及びその化合物			0.8mg/L以下	38 塩化物イオン	20.1 mg/L		200mg/L以下
13 砒素及びその化合物			1mg/L以下	39 亜硫酸イオン等(還元)			300mg/L以下
14 四塩化炭素			0.002mg/L以下	40 蒸発残留物			500mg/L以下
15 1,4-ジオキサン			0.05mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下
16 2,2,4,4-テトラフルオロエタン及びその化合物			0.04mg/L以下	42 ジェオスミン			0.0001mg/L以下
17 ジクロロメタン			0.02mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール			0.0001mg/L以下
18 テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下	44 非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下
19 トリクロロエチレン			0.01mg/L以下	45 フェノール類			0.005mg/L以下
20 ベンゼン			0.01mg/L以下	46 有機物(TOC)	0.3 mg/L未満		3mg/L以下
21 塩素酸	0.06 mg/L未満		0.6mg/L以下	47 pH値	7.9		5.8 ~ 8.6
22 クロロ酢酸	0.002 mg/L未満		0.02mg/L以下	48 味	異常なし		異常でないこと
23 クロロホルム	0.001 mg/L未満		0.06mg/L以下	49 臭気	異常なし		異常でないこと
24 ジクロロ酢酸	0.003 mg/L未満		0.03mg/L以下	50 色度	0.5 度未満		5度以下
25 ジブromクロロメタン	0.001 mg/L		0.1mg/L以下	51 濁度	0.1 度未満		2度以下
26 臭素酸	0.001 mg/L未満		0.01mg/L以下	52			
判定	適合: 上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。						
備考	色度実測値: 0.12度 濁度実測値: 0.092度						
試験期間	2023年10月5日 ~ 2023年10月12日			水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。			
検査責任者	副センター長 今野 英明						